

白鷹町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、白鷹町内に存する一戸建ての木造住宅について、地震による被害を受けた際の負担の軽減を図るため、町民が山形県地域住宅計画（平成17年8月、山形県策定）に基づき耐震改修工事、減災対策工事又は住替を行う場合において、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、白鷹町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成23年4月1日施行。以下「耐震診断士派遣事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修工事 別表第1に掲げる工事であって、次条に定める要件に該当する者が行うものをいう。
- (2) 減災対策工事 別表第2から別表第4に掲げる工事であって、次条に定める要件に該当する者が行うものをいう。
- (3) 住替 別表第5に掲げるものであって、次条に定める要件に該当する者が行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、耐震改修工事、減災対策工事又は住替に係る住宅の所有者（当該住宅が共有に係るものである場合は、共有する者のうちから選任した代表者1名をいう。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 耐震診断士派遣事業実施要綱に基づき耐震診断を受け、耐震診断士が耐震改修計画及び設計を作成していること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 耐震改修工事、減災対策工事又は住替が建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に違反していないものであること。
- (4) 耐震改修工事、減災対策工事（別表第4の工事を除く。）又は住替における除却工事の施工者は、山形県内に所在地を有する個人事業者又は山形

県内に本店を有する法人事業者であること。

(補助金の額等)

第4条 山形県地域住宅計画に基づき、耐震改修工事、減災対策工事又は住替に係る助成額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 耐震改修工事に要した費用(耐震補強設計及びその工事監理に要する費用を含む。)の額に2分の1を乗じて得た額(その額が1,400,000円を超えるときは、1,400,000円)

(2) 減災対策工事に要した費用(耐震補強設計及びその工事監理に要する費用を含む。)の額に5分の4を乗じて得た額(その額が300,000円を超えるときは、300,000円)

(3) 住替に要した費用(除却に要する経費に限る。)の額に5分の4を乗じて得た額(その額が300,000円を超えるときは、300,000円)

2 前項各号に要する費用には、消費税及び地方消費税を含むことができる。

3 第1項各号の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 過年度に第1項第2号の補助金の交付を受けた住宅について、同項第1号の補助を行う場合には、同号に係る算定補助額から既に交付した同項第2号に係る補助金の額を控除した額を補助金の額とする。

5 補助金の交付は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、年度ごとに第1項第1号から第3号いずれか1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の様式は、白鷹町木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 補助金交付申請書は、当該申請にかかる耐震改修工事、減災対策工事及び住替に着手する前に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 耐震改修等計画書(様式第2号)

(2) 耐震改修等計画平面図(住替を行う場合は除却する住宅の平面図)

(3) 耐震改修等に係る見積書(耐震補強設計及び耐震補強(住替を行う場合は除却)に係る部分)の写し

(4) 町税等を滞納していないことがわかる書類(納税証明書等)

(5) 派遣耐震診断に係る診断表

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 交付の決定については、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(耐震改修工事、減災対策工事又は住替の内容変更等の承認)

第7条 耐震改修工事、減災対策工事又は住替の内容の変更について承認を受けようとする者は、白鷹町木造住宅耐震改修等事業内容変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第6条アに規定する軽微な変更とは、補助対象事業に要する経費の20パーセントを超えない額の増減がある場合とする。

3 規則第6条ウの規定により耐震改修工事、減災対策工事又は住替の中止について承認を受けようとする者は、白鷹町木造住宅耐震改修等事業中止承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は取下げが認められたときは、木造住宅耐震改修等事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告書の提出期限は、耐震改修工事、減災対策工事及び住替が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の2月20日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 耐震改修等の施工箇所の写真（着工前、工事中及び工事完了後のもの）

(2) 耐震改修等に係る工事請負契約書の写し

(3) 耐震改修等に要した費用の内訳書（耐震改修工事、減災対策工事又は住替における除却工事に要した費用とそれ以外の費用とに分けたもの）

(4) その他町長が必要と認める書類

2 規則第13条の規定にかかわらず、実績報告書の様式は、白鷹町木造住宅耐震改修等事業完了報告書（様式第7号）によるものとする。

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領した後、関係書類の審査を行い、必要に応じて現地調査を行なった上で、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し木造住宅耐震改修等事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、木造住宅耐震改修等事業費補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第11条 町長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し、第10条に規定する補助金を支払うものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2） 不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- （3） その他、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（耐震改修工事）

1-1 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に上昇させる改修工事

別表第2（減災対策工事【簡易耐震改修工事】）

2-1 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に上昇させる改修工事

別表第3（減災対策工事【部分耐震改修工事】）

3-1 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅を、1階のみ1.0以上にする改修工事

3-2 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅を、主要な居室等に特化して、「山形県住宅耐震改修等事業費補助金」部分耐震改修工事に係る技術基準に適合させる改修工事

3-3 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する改修工事

注) 3-3を除き、改修後の上部構造評点が改修前を下回らないものに限る。

別表第4（減災対策工事【防災ベッド・耐震シェルター】）

4-1 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満である住宅内に、防災ベッドを設置する工事

4-2 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満である住宅内に、耐震シェルターを設置する工事

注) いずれも、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。

別表第5（住替）

5-1 耐震診断の結果に基づき、上部構造評点が1.0未満の住宅を除却し、耐震性のある住宅等への住替

注) 町からの補助金の交付を受け耐震改修工事、減災対策工事又は住替を行う

た住宅からの住替を除く。

注) 「耐震性のある住宅等」とは、新築又は中古住宅の取得を除き、かつ次のいずれかに該当する建築物をいう。

- (1) 木造建築物にあつては、平成12年6月1日以降に工事に着手した建築物、非木造建築物にあつては、昭和56年6月1日以降に工事に着手した建築物
- (2) 耐震診断の結果、耐震性が確認された建築物